

シリーズ 社会福祉法人の力を地域に

～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、全ての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

2018年11月掲載

「地縁団体との連携による『買い物支援バス』」

社会福祉法人明峰会（小松市）

明峰会では、市から受託した高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の業務を通して、移動に対し不安や困り事を抱えている高齢者が増えていることを感じていました。同時に、地域の老人クラブや民生委員の間でも買い物に出かける高齢者が、危なげに自転車で国道を渡っているのを見かけたり、冬期間には外出が困難になっていることを見聞きしていました。

そこで明峰会の担当エリアである高堂町の町内会、老人クラブ、民生委員の四者連携で、老人クラブ会員等に対する移動に関するニーズ調査を行いました。今すぐ生活に支障があると答えた方は少なかったが「近い将来、免許返納を考えると心配」という回答が多く、実験的に運行してみようという結果になりました。

実際には、平成28年11月から買い物を目的としたバス運行を実験的にを行い、翌年1月から当面月2回の本格運行を開始しています。これまで平成30年10月末時点で46回運行し、のべ181人が利用されています。



老人クラブや民生委員を通じて事前に利用連絡をし、公民館から出発、地区内4カ所に停車します

「一人暮らしの方は運行日に合わせて生活リズムを整え、指折り数えて待っていらっしゃいます（民生委員）」「足腰が悪くなって自転車で買い物に行くのが怖かった（利用者）」「買い物しながらおしゃべりも弾み、お世話をしているのも楽しいです（老人クラブ世話人）」など地域の方から大変好評です。

明峰会の職員は、「今は大丈夫でも将来に不安を抱えている方にとっても安心できる取り組み。自分たちだけでは実現できなかったが、地域のみなさんのご協力により運行できています」と話されていました。



介護に慣れた施設職員が親切に乗降時のサポートをしてくれ安心です

【問い合わせ】(社福)明峰会 安宅・板津第二高齢者総合相談センター TEL0761(46)6192

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇